

## 第5章 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

### □ 景観重要公共施設の指定方針

良好な景観の形成にあたって、公共施設は重要な要素の一つであることに鑑み、中でも特に良好な景観形成上重要な地域の核として、親しまれている道路や公園、河川等の地域の顔となる特定公共施設について、当該公共施設の管理者と協議し、その同意の下に、その整備に関する事項及び占用等の許可の配慮事項を定めることによって、効果的に良好な景観形成を図るものとする。

#### 指定基準

- ①市民にとって、景観上重要として位置づけされている。
- ②地域の景観の核として親しまれている。又は親しまれることが十分予想される。

### □ 景観重要公共施設の整備に関する事項についての基本的な方向性

公共施設は、良好な景観形成の先導的な役割を果たすために、魅力的な施設整備を行っていくことが望まれるが、一方で、施設の事業の実施状況や今後の事業化の見通しなどを踏まえる必要がある。

そのため、景観重要公共施設の整備に関する事項（法第8条第2項第5号ロ）については、景観形成方針として、長期的な観点も含めた基本的な方向づけ、施設の特性にふさわしく、必要且つ実現可能な具体的事項を合わせて定めることとし、その規定内容についての基本的方向性を以下の通りとする。

#### 1) 既に景観整備事業が実施されている施設

維持補修など通常管理による改変時を想定し、施設デザインの一体性維持、又、将来的なあり方を踏まえた改善点として方針や配慮事項を定め、実際の整備時には、その予算規模や体制に応じ、詳細なデザインを協議によって検討していくこととし、その基本的な方向性を以下の通りとする。

- ・現在の良好なデザインを維持すること、改善が望まれている場合も、既存のデザイン全体との調和を踏まえた改善内容とすることを基本とする。
- ・社会的に求められる機能的なニーズや材質の技術的向上を踏まえ、適時、適切な素材、仕様への変更を検討する。その場合も色彩等、既存のものと調和したものとなるよう検討する。

## 2) 景観整備事業が予定されている施設

短中期的に見込まれる景観整備事業実施時を想定し、デザインの工夫により、地域のシンボルとしての空間を創出するため、地域特性を踏まえたデザインの方向づけを行い、事業規模・予算に応じた景観整備メニューの検討やデザイン仕様の検討を行う。その基本的な方向性を以下の通りとする。

- ・ 景観特性や場所性に応じたデザインイメージを検討する。特に、景観整備が既に行なわれている施設に継続又は接続する場合、既存のデザインとの調和を図る。
- ・ 植栽を施す際は、そのデザインイメージ及び季節感、維持管理に配慮する。
- ・ 地域の特性に応じて、市民活動の場としての整備を行うよう努める。
- ・ 沿道や周辺においてまち並み誘導が検討されている場合は、一体的な整備を行うよう努める。

## 3) 整備の予定がない標準仕様の施設

地域住民等が主体となって景観形成を図ろうとする地区におけるシンボルとなる施設等を想定し、景観整備等の大きな変化が見込まれない場合であっても、現況で景観阻害要因となっている要素について、通常の維持補修の範囲内での改善等のための方向づけを行う。その基本的な方向性を以下の通りとする。

- ・ 補修・改修時に、景観阻害要素を徐々に除去又は改善する。
- ・ 改善の際は、デザイン・色彩に統一感や系統性をもたせる。また、デザインの一体性や維持管理面を踏まえ、過剰デザインを避ける。

## □ 景観重要公共施設の占用許可等に関する基本的な考え方

占用許可等の対象となる施設のデザインは、公共空間の整備内容や周辺景観との調和に配慮したものとする必要がある。

そのため、景観重要公共施設の占用許可等に関する基準（法第8条第2項第5項ハ）については、想定される占用許可物件について、整備方針と整合のとれたデザインとするための配慮事項を示すものとする。

### 1) 公共空間整備の一環や民間の占用物件等

配置・意匠形態・素材については、常に公共施設とその周辺の景観全体を考え、単体だけのデザインを行わず、眺望や連続性、まとまりに配慮したものとし、一体として市民に親しまれる空間を形成するものとする。

## □ 景観重要公共施設の指定

### 1) 道路

施設名称：祇園城通り・観晃橋

(県道小山停車場線・県道栃木小山線の国道4号から  
観晃橋までの区間・JR小山駅西口駅前広場※)

指定区間：Aゾーン 小山駅から県道栗宮喜沢線まで

Bゾーン 県道栗宮喜沢線から国道4号まで

Cゾーン 国道4号から観晃橋まで

延 長：782m



#### 施設の概要及び指定の目的

小山駅西口周辺地区は、中世の豪族小山氏が祇園城を築城したことから、小山市の都市形成の源となった地区であり、多くの歴史・文化・自然資源を有している。

地区の中央を東西に横断する通りは、市民の公募により「祇園城通り」と愛称が付けられ、市民に愛され親しまれる通りとなっており、小山市都市景観ガイドプランにおいて都市軸（シンボル軸）として位置づけられ、シンボルロードとしての整備が行われている。

整備によって創出された空間の維持・継承を基本としつつ、同じデザインとして維持することが困難な事項や、中長期的に見て改善が望まれる事項についても検討し、全体としての現在の良好な景観を維持とさらなる向上を図っていくことが望まれる。

このようなことから、祇園城通りを景観重要公共施設として指定し、また、合わせて駅から祇園城通りの街並みや、城山公園、小山御殿広場、思川緑地への眺めを駅西口地区の代表的な風景として大切にし、街路樹の整備や緑化の推進など、小山市の顔にふさわしい眺望景観や通り景観を形成していくこととする。

### 2) 道路

施設名称：小山宿通り（県道栗宮喜沢線（旧日光街道））

指定区間：県道小山結城線から市道27号線までの区間

延 長：1027m



#### 施設の概要及び指定の目的

県道栗宮喜沢線は、江戸時代の五街道の一つである日光街道として形成され、街道一の宿場町として栄えた歴史を持つ道である。現在も沿道に商業・業務施設が建ち並び中心商業地を形成している。江戸期の町割りを基礎とする駅西地区の街路パターンは、この旧日光街道を軸として形成されており、特徴的な各通りがこれを起点として東西に伸びているため、地区内の景観形成上、祇園城通りに次いで重要な路線である。

県道の整備事業によって、小山市の歴史軸、商業軸として、旧日光街道の面影を残しつつ、併せて歩道設置、電線地中化、植栽等により高質な道路空間として整備し、にぎわいと楽しさある街並みを創出するようデザインされている。また市民の公募により「小山宿通り」と愛称が付けられ、市民に愛され親しまれる通りとなっており、また、道路に面する街並み整備として、地元商店街が中心となり2地区の建築協定が締結されている。

このようなことから、小山宿通りを景観重要公共施設として指定し、整備によって創出された空間の維持・継承を基本としつつ、同じデザインとして維持することが困難な事項や、中長期的に見て改善が望まれる事項についても検討し、全体としての現在の歴史資源を活かした落ち着いた雰囲気と商業地としてのにぎわいをもつ良好な景観を維持とさらなる向上を図っていくこととする。

### 3) 道路

施設名称：県道小山結城線

指定区間：国道4号から市道2263号線までの区間

延長：336m



#### 施設の概要及び指定の目的

県道小山結城線は、祇園城址に向かって、小山宿通りから小山評定通りまでの都市計画道路で、今後整備をする中で、昔の旧街道から祇園城へのアクセス軸としての性格をなぞり、歴史のみちすじの主要道線として、歩行者の散策ルートにおいて歩車分離型で歩行者空間を確保し、無電柱化や歴史のみちすじにふさわしい景観形成が求められている。

### 4) 道路

施設名称：小山評定通り（国道4号）

指定区間：県道小山結城線から市道27号線までの区間

延長：927m

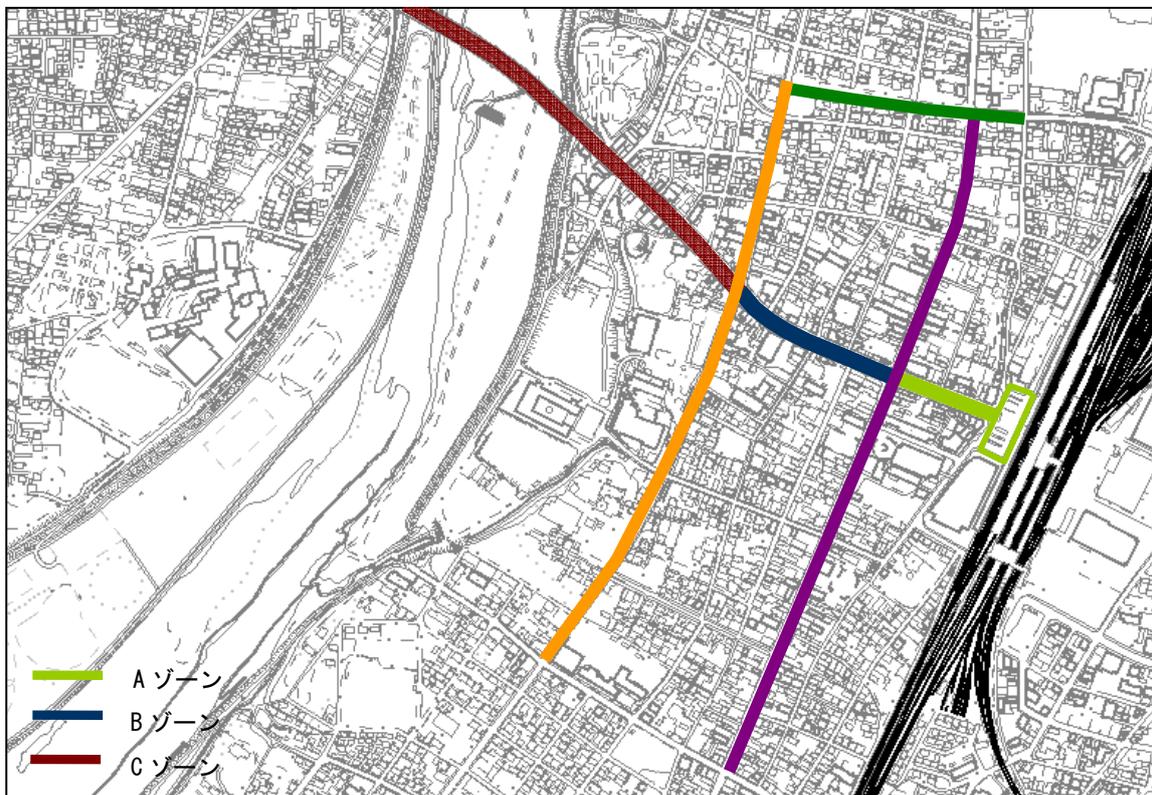


#### 施設の概要及び指定の目的

国道4号は、沿道の産業・生活を支える都市内移動を主目的とした骨格道路であるが、この通りには、慶長5年、関が原の戦いを前にして徳川家康が石田三成らを討つ決定を下した小山評定跡や徳川將軍家の日光参詣の途中の休憩所として造営された小山御殿の中心部もあったところである。また勇壮な大神輿の祇園祭で知られる須賀神社もある。現在は、市役所、文化センターがあり行政、文化の大動脈ともいえる通りである。そのため、円滑な交通処理を実現しつつ、都心地区にふさわしい落ち着いた景観形成が求められている。

指定施設位置図

※JR 小山駅西口駅前広場については、道路法の道路でない部分についても準用する。



- 景観重要道路：祇園城通り・観晃橋
- 景観重要道路：県道栗宮喜沢線
- 景観重要道路：国道4号
- 景観重要道路：県道小山結城線

## 5) 河川

施設名称：思川（島田橋～石の上橋区間）

指定区域：自然環境体験エリア

思川河川公園エリア

アプローチエリア

総合レクリエーションエリア

その他の河川エリア

延長：約 4.2km



### 施設の概要及び指定の目的

思川は市民に豊かな恵みを与え続ける母なる川であり、シンボルとして市民に親しまれている。また、中心市街地を流れる川でありながら、遠くまで見渡せる水面や川沿いに連なる河畔林は全国に誇れるものである。ゆったりと広がりのある河川空間内には、区域設定に応じた環境保全や都市的利用がなされている河川敷空間や親水護岸、自然豊かな河道内樹林、桜並木などがあり、変化に富む景観が形成され、また行政・市民の協働により維持管理がなされてきた。

特に島田橋～石ノ上橋の区間は、市の中心部にあたり、特に観晃橋付近は駅から最もアクセスしやすく、小山市の魅力が凝縮されている小山市の“顔”とでもいうべき区間となっている。

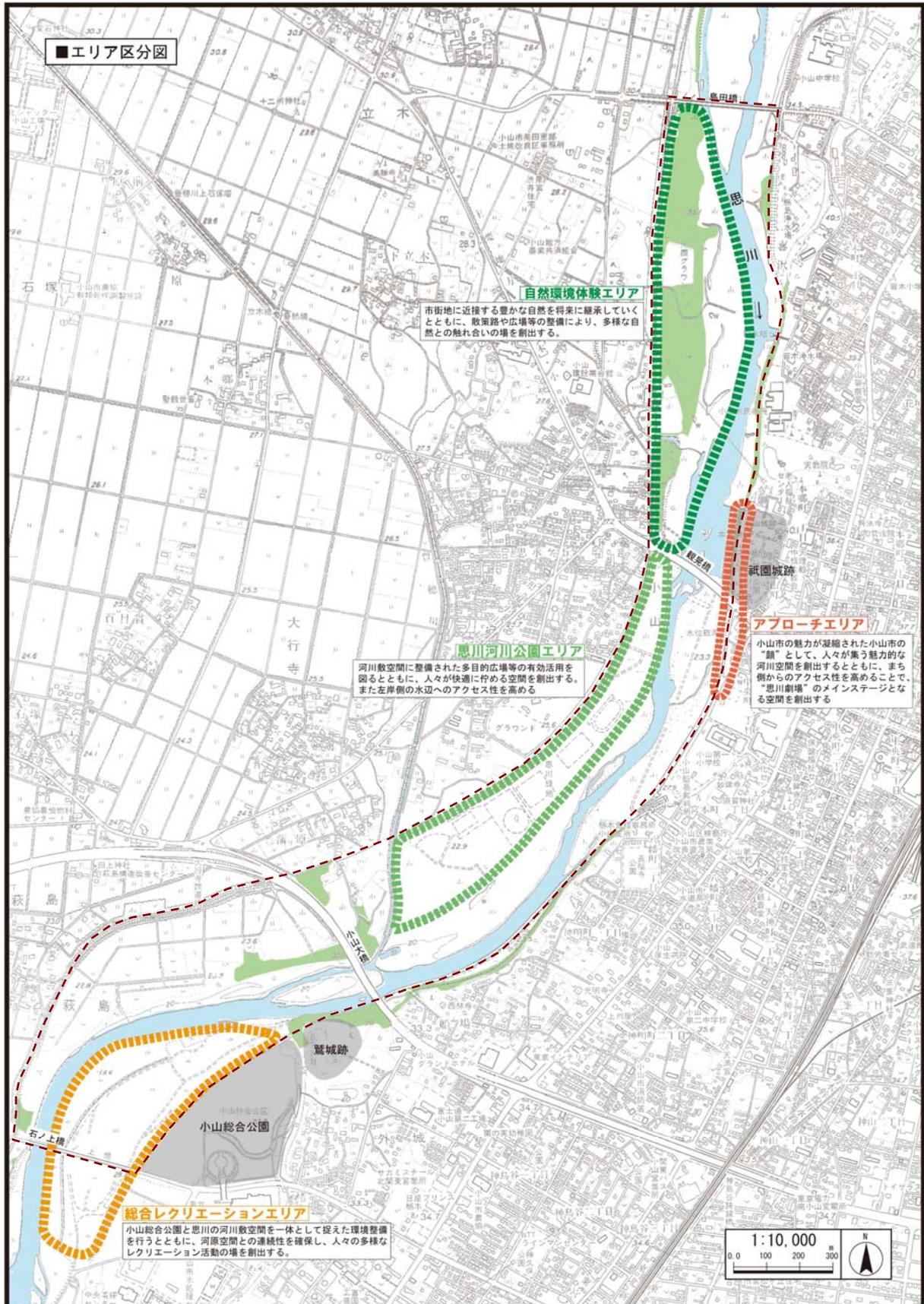
このため、市街地との一体的な環境整備を行うことで、イベントや様々なレクリエーション活動、自然散策等で人々が気軽に訪れ、様々な活動を展開できる河川空間を創出し、環境保全やレクリエーション、教育・文化の拠点としての“舞台”となるような環境整備を行うとともに、河道内や崖線の樹林を市街地に存在する貴重な緑として位置づけ、それらの適切な保全と活用を図ることが必要であると考えられる。

また、まちと河川空間を繋ぐアプローチを適切な箇所に整備するとともに、アプローチ空間を活用して思川の流れを快適に眺めることのできるビューポイント整備を行なうことが必要とされている。

そこで、当区間を自然性の高い島田橋～観晃橋間、様々なイベント等が開催され、都市的で人々との結びつきが強い観晃橋～小山大橋間、田園等が広がり、沿川に小山総合公園が存在する小山大橋～石ノ上橋間と区分し、それぞれの区間特性に合わせた景観整備を行い、小山市の“顔”としてふさわしい、市民に親しまれ、他地域にも誇れるような河川景観を創出し、この魅力的かつ貴重な空間を今後とも、小山市民の共有財産として、一定の秩序化における魅力空間の維持・拡大を図るとともに、施設等の占用にあたり、現在の魅力を大切にしたいデザインとしていくことが望まれる。

このようなことから、思川（島田橋～石ノ上橋の区間）を景観重要公共施設として指定し、市民が思川に愛着をもって接し触れ合うことができるような、魅力ある河川空間の創出を図るものとする。

指定施設位置図



--- 景観重要河川：思川（島田橋～石ノ上橋の区間）

## □ 景観重要公共施設の整備及び許可に関する事項

公共施設の整備にあたっては次に掲げる方針に積極的に取り組むとともに景観形成ゾーン別方針に沿ったものとする。また、占用許可等が必要な物件は、占用許可等の配慮事項に配慮したものとする。

### I. 道 路

#### ①全体景観形成方針及びゾーン別景観形成方針

##### 1) 祇園城通り・観晃橋

(県道小山停車場線・県道栃木小山線の国道4号から観晃橋までの区間・JR 小山駅西口駅前広場)

全体景観形成方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●小山市のシンボル軸として風格のある景観を形成する。</li> <li>●電線地中化により形成されたすっきりと開放感のある景観を維持・継承する。</li> <li>●小山駅と思川を結ぶ、潤いある緑の軸として、これまでに形成された街路樹の維持管理及び充実を図る。</li> <li>●街角や通りを演出し、快適な歩行者空間に努める。</li> <li>●照明等のポール類は現在それぞれのゾーンで用いられている形態意匠を継承するとし、通りの景観と調和した色彩とする。(但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。)</li> </ul>	
ゾーン別景観形成方針	
Aゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クラシックモダンを基調とした現在のデザインイメージを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。</li> <li>●舗装は、小山市の表玄関に相応しい現状の素材感や色彩、パターンの継承に配慮する。</li> <li>●JR 小山駅西口駅前広場は、小山市の玄関口として、また歴史的資源や自然資源である思川へ導く入口としてふさわしい空間の形成を図る。</li> </ul>
Bゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●クラシックモダンを基調とした現在のデザインイメージを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。</li> <li>●舗装は、ゆとりと風格のある現状の素材感や色彩、パターンの継承に配慮する。</li> <li>●地域管理によるプランター設置や、機をとらえた植栽の充実を図り、潤いある街路空間の形成を図る。</li> </ul>
Cゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●和風モダンを基調とした現在のデザインイメージを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。</li> <li>●舗装は、思川の流れをイメージした躍動感のある現状のデザインの素材感や色彩、パターンの継承に配慮する。</li> <li>●観晃橋区間は、思川や日光連山への眺望の視点場としてふさわしい空間の形成を図る。</li> </ul>

## 2) 小山宿通り（県道栗宮喜沢線（旧日光街道））

（県道小山結城線から市道 27 号線までの区間）

### 全体景観形成方針

- 小山駅西地区の歴史軸として落ち着きと風格のある景観を形成する。
- 電線地中化により形成されたすっきりと開放感のある景観を維持・継承する。
- 景観整備デザインは、現在のイメージデザインを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。
- 地区内歩行者ネットワークを構成する通りとして、快適な歩行者空間の演出に努める。
- 舗装は、整備を行った区間の部分的な改修時については、現状維持を基本とし、同一の素材確保が困難な場合も、濃淡のグレー系の色彩、波形パターンの継承に配慮する。

### 交差点部景観形成方針

- 信号機等ポール類の整序  
すっきりとした街角景観を演出するため、信号機、道路照明の整序に努める。
- 沿道建物等の誘導  
沿道建物の隅部のデザインの特徴づけや、敷地内の緑などによる特徴づけを誘導する。

## 3) 県道小山結城線

（国道 4 号から市道 2263 号線までの区間）

### 全体景観形成方針

- 小山宿通りと接続し、祇園城址に至る、小山駅西地区の歴史軸として、落ち着いた景観を形成する。
- 電線地中化により形成されたすっきりと開放感のある景観を維持・継承する。
- 景観整備デザインは、現在のイメージデザインを継承し、やむを得ず変更する場合も現在のデザインとの調和に配慮し、華やかな装飾を避ける。
- 地区内歩行者ネットワークを構成する通りとして、快適な歩行者空間の演出に努める。
- 舗装は、小山宿通りとの連続感の感じられるデザインとする。但し、色彩や素材についてはやや暖かみのあるものなど若干変化をつけることも考えられる。
- 歩道照明を設置する場合は、小山宿通りの今後の整備部分と素材、デザインの調和に努める。

### 交差点部景観形成方針

- 信号機等ポール類の整序  
すっきりとした街角景観を演出するため、信号機、道路照明の整序に努める。

#### 4) 小山評定通り (国道4号)

(県道小山結城線から市道27号線までの区間)

全体景観形成方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山駅西地区を通る広域道路軸であるとともに、市役所や文化センターへのアプローチ軸として、親しみやすく風格のある景観を形成する。</li> <li>● 都心部からやや離れた位置にある通りとして、ややシンプルな仕様を想定するが、特に祇園城通りから、文化センターまでの区間については地区内歩行者ネットワークの骨格として、沿道空間とともに快適な歩行者空間の形成を図っていく。(市役所前等)</li> <li>● 歩道にゆとりがなく、歩行者にうるおいを与える要素を導入することがやや困難であることから、道路、沿道空間で、緑化や自然素材の活用、落ち着いた色彩の使用などきめ細やかに快適な空間づくりに配慮する。</li> <li>● 歩道橋や照明柱、防護柵等、路上施設の修景(色彩等)を検討する。</li> </ul>	
ゾーン別景観形成方針	
祇園城通り以南	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所、文化センター、須賀神社といった文化・歴史の薫り高いエリアとして、クラシックで風格のあるデザインイメージとする。 また、文化センターのレンガイメージや、景観整備を行っている部分のレンガ色のインターロッキング等による既存のデザインを活かしていく。</li> <li>● 祇園城通りから文化センターまでの歩行者空間は、多くの人々がこれらの施設を利用するためのアプローチ空間として、歩道橋の架け替えを契機とした歩行者空間の確保(拡大)を図っていく。</li> </ul>
祇園城通り以北	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デザインイメージ 舗装に用いられているレンガ色のインターロッキングのイメージを基調とする。 都心部からやや離れた位置にある通りとして、ややシンプルな仕様を想定する。</li> <li>● 舗装は、現在のレンガ色のインターロッキングブロック舗装のイメージを継承する。但し、当初採用された素材はやや鮮やかな色調であり、今後の整備にあたっては彩度を低めのものに調整していく。</li> </ul>
交差点部等景観形成方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歩道橋の塗装の改修をする場合は、通り周辺の景観とより調和のとれた色彩へと調整していく。</li> <li>● 須賀神社前歩道橋は、撤去が予定されており、撤去後の横断歩道設置にあたっては、参道と神社をつなぐ空間として、交差点部の修景を検討する。</li> <li>● 歩道橋の架け替えをする場合は、デザインをより親しみやすいものとし、又周辺も含めた歩行者空間整備を図る。</li> </ul>	

②施設の整備時や占用許可等(道路法第32条第1項又は第3項の規定による許可)のデザイン配慮事項及び配慮例

- 工物等の設置にあたっては、必要最小数に抑え、現在の道路デザインと調和のとれたものとし、配置は、主要な場所からの眺望や景観のシーケンス(連続性)等に配慮する。
- 具体的には、個別案件毎に協議を行いながら、その他の占用許可基準との調整も図りつつ、よりふさわしい内容としていく。

歩道の舗装

●舗装パターンは、素材や色彩、デザインの工夫によって、空間の連続性やリズム感の表現を工夫することも考えられるが、道路景観の「地」となる要素として、必要以上に過度な装飾や突出した色彩とならないよう努め、通りの景観(道路内施設やまち並み)と調和した色彩とするよう努める。

【通りの景観と調和した舗装デザインの考え方及び色彩例】

1) 祇園城通り

A・B・Cそれぞれのゾーンについて、現状と同一の素材を踏襲していくこととするが、困難な場合、インターロッキングブロック等の舗装により、グレイッシュな淡い濃淡による色彩、デザインの継承に配慮する。

2) 小山宿通り

現状と同一の素材を踏襲していくこととするが、困難な場合、インターロッキングブロック等の舗装により、グレイッシュな淡い濃淡による色彩、波形舗装パターンの継承に配慮する。

3) 県道小山結城線

小山宿通りと歩行者空間としての連続性を重視し、小山宿通りと同様のインターロッキングブロック等の舗装により、グレイッシュな淡い濃淡による色彩やデザインに配慮する。但し、色彩や素材については、やや暖かみのあるものなど若干の変化をつけることも考えられる。

4) 小山評定通り

①祇園城通り以南

地区内歩行者ネットワークを構成する通りとして、祇園城通り以北の整備を継承し、インターロッキングブロック舗装(レンガ色)とする。但し、同系色で低彩度なものとしていく。

また、整備は市役所や文化センター敷地境界部との一体的に行い、歩行者空間の拡大を図っていくものとする。その際は、やや広い面にレンガ色の舗装が施されることを考慮し、シンプルなアクセントとなるパターンを採り入れることが考えられる。

②祇園城通り以北

現在のインターロッキングブロック舗装(レンガ色・パターンなし)を継承する。改修時にあたっては、同系色で低彩度なものとしていく。また、地下埋設物の蓋についてもインターロッキングブロック化粧張又は、デザイン性のあるものとするのが望ましい。



やや淡い、低彩度のレンガ色インターロッキングブロックのイメージ



現況と調和しやすい落ち着いた風合いで、比較的安価なコンクリート平板

電線類地中化に伴って設置された地上機器（トランス等）

●通りの景観（道路内施設やまち並み）と調和した色彩とするとともに、植栽等により修景するか、又は道路景観に影響しない位置に設置するよう努める。

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

1) 祇園城通り・小山宿通り

□現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・照明柱はダークグレー（N系）であり、舗装も濃淡のグレイッシュカラー（N系又は5Y系）であることから、グレー系は調和しやすい
- ・機器の形状が面的であることを考えると、例えば照明柱と同様のダークグレーではやや重い印象となりすぎることから、やや明るめの色とすることが望ましい。
- ・また、建築物等の通り景観要素はR（赤系）、YR（黄赤系）、Y系（黄）など暖かみを含む低彩度の色が多く使用されており、これらとの調和を図る上でもやや暖かみをもたせたYR系または5Y系の色相とすることが考えられる。

□色彩例

- ・5Y7/0.5又は5Y7.5/0.5



5Y7/0.5



5Y7.5/0.5

※ここに表示している色見本は印刷による色再現であり、実際の色と異なる場合があるため、これを参照とし、実際の色を色票で確認することとする。

2) 県道小山結城線・小山評定通り

□現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・県道小山結城線の照明柱はグレーベージュ（10YR7/1程度）であることから、これに合わせたやや暖かみのある色彩とする。
- ・国道4号の舗装等のイメージ（レンガ色：R（赤）系）と調和したものとし、やや暖かみのあるグレーベージュの色彩としていくことが望ましい。

□色彩例

- ・10YR7/1又は10YR7.5/1



10YR7/1



10YR7.5/1

※ここに表示している色見本は印刷による色再現であり、実際の色と異なる場合があるため、これを参照とし、実際の色を色票で確認することとする。



照明柱や通りの雰囲気と調和したトランスの色彩イメージ

照明、信号機その他のポール類

●道路の仕上げや沿道の建築物等と調和し、美しい経年変化に配慮したものとする。（但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。）

### 1) 祇園城通り・小山宿通り

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

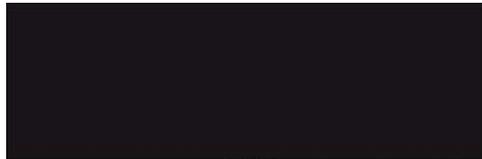
□現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

#### ①歩道照明

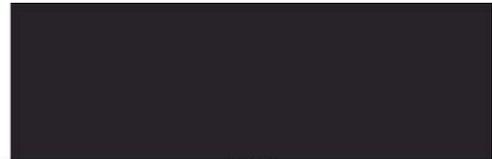
- ・既設の照明柱はダークグレー（N系）であり、舗装も濃淡のグレイッシュカラー（N系又は5Y系）であり、塗り替え等にも際しても既存の照明柱に合わせたダークグレー系とすることが望ましい。
- ・新規整備に際しては、既に整備が行なわれている施設に隣接又は連たんする場合、既存のデザインと連続感の感じられるデザインとするように努める。連続した通りでは、既存のデザインを継承することが望ましいが、困難な場合は、デザイン、色彩等現状のものと調和したものとする。

□色彩例

- ・N2～N3または5Y3/0.5～5Y2/0.5



N2



N3



5Y2/0.5



5Y3/0.5

※ここに表示している色見本は印刷による色再現であり、実際の色と異なる場合があるため、これを参照とし、実際の色を色票で確認することとする。

### 2) 県道小山結城線・小山評定通り

#### ①車道照明

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

□現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・県道小山結城線は、今後整備が行われ、グレーベージュの色彩が採用されており、今後ともこれを踏襲していく。
- ・小山評定通りは、今後整備の機会を捉えて舗装等のイメージ（レンガ色：R（赤）系）と調和した色彩としていくことが望ましい。

#### ②歩道照明

【通りの景観と調和した色彩の考え方及び色彩例】

□現況の道路空間の要素に合わせた色彩の考え方

- ・設置する際は、既に整備が行なわれている施設と連続感の感じられる色彩とし、車道照明と同系色（10YR）で、明度を暗色とすることが望ましい。

<p>防護柵</p>	<p>1) 小山評定通り</p> <p>●防護柵についても、他の要素と同様に、ややあたたかみのあるグレーベージュの色彩としていくことが望ましい。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">信号柱と同系色とした防護柵</p>
<p>歩道橋</p>	<p>1) 小山評定通り</p> <p>●塗り替え時には、詳細な色彩の検討を行い、周辺景観とより調和した、落ちついたものとしていく。</p> <p>●架け替えを予定する場合は、市役所、文化センター、須賀神社といった文化・歴史の薫り高いエリアにふさわしい、また祇園城通りから、文化センターまでの区間については地区内歩行者ネットワークの骨格として、沿道空間とともに快適な歩行者空間の形成を図れるようなデザインを検討する。</p> <p>□歩道橋デザインの参考例</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>側面を緑化したうらおいのあるデザイン</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>上屋を軽快にデザインしたシンボリックなデザイン</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>スロープに木質系舗装を使用している、親しみやすいデザイン</p> </div>
<p>サインの設置</p>	<p>●周辺のまち並みと調和したものとし、駅西地区の区域内で系統だったデザインとする。</p> <p>【通りの景観と調和したサインの考え方及びデザイン例】</p> <p>□今後のサイン設置の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ここでいうサインとは、地区のまちづくりの一環として設置される案内サインや誘導サインや、歴史的施設の案内板等を想定している。</li> <li>・現況では、該当する種類のサインは設置されていないが、将来的な設置時には、関係主体が異なる場合なども想定し、少なくとも通りで一環性のあるデザインとすることが望ましい。</li> </ul>

※参考：景観重要公共施設についての規定内容（景観法第8条第2項第5号ハ）  
 に対応した、道路法（昭和27年法律第180号）に位置づけられてい  
 る占有許可物件

道路占用の許可	第32条 第1項	<p>占有許可が必要な工作物、物件、施設</p> <p>①電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔 その他これらに類する工作物</p> <p>②水管、下水道管、ガス管 その他これらに類する物件</p> <p>③鉄道、軌道 その他これらに類する物件</p> <p>④歩廊、雪よけ その他これらに類する物件</p> <p>⑤地下街、地下室、通路、浄化槽 その他これらに類する物件</p> <p>⑥露店、商品置場 その他これらに類する物件</p> <p>⑦その他（道路法施行令第7条に規定する工作物等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ</li> <li>・工事中板囲、足場、詰所 その他の工事中施設</li> </ul> <p>その他土石、竹木、瓦 その他の工事中材料 等</p>
	第3項	<p>道路占有者は、許可事項を変更しようとする場合はあらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p>
※補足事項		<p>法第2条において「道路」及び「道路の付属物」について定義しており、これらに該当するものは、道路そのものなので占有物件に該当せず、占有許可は不要となる。</p> <p>道路の付属物…道路上のさく又は駒止、道路上の並木又は街灯で道路管理者が設けるもの、道路標識、道路情報管理施設等 その他</p>

## II. 河川

### 1) 思川（島田橋から石の上橋までの区間）

#### ① 全体景観形成方針及び区域別景観形成方針

全体景観形成方針	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山市の“顔”となる重要な区間として、その自然的景観と、市民に親しみや憩い、やすらぎを与える空間の維持と他地域にも誇れるような充実を図る。</li> <li>● 河道内や崖線の樹林の適切な保全と活用を図る。</li> <li>● 河川を縁どる桜並木を維持し、特に思川桜の並木道の維持・延長を図る。</li> <li>● 防護柵を設置する場合は、開放感や、御殿広場の森、周辺の山などへの眺望に配慮し、特に透過性のある素材とする。また色彩は自然景観になじみやすい低彩度のものとする。</li> <li>● 橋梁は、自体が景観の創出となりえるため、背景となる自然やまちなみとの関係に十分な配慮を図りつつ、空間として一体的な美しさを演出するよう努める。</li> <li>● まちと河川を繋ぐアプローチを適切な箇所に整備するとともに、アプローチ空間を活用して、思川の流れを快適に眺めることのできるビューポイント整備を行う。</li> </ul>	
区域別景観形成方針	
自然環境体験エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街地に隣接する豊かな自然を将来に継承していくとともに、散策路や広場等の整備により、多様な自然との触れ合いの場を創出する。</li> <li>● 自然環境を適切に保全・管理していく。</li> <li>● 工作物を設置する際は、特に自然環境との調和に配慮し、自然系素材の活用に努め、又は自然環境になじみやすい低彩度色とする。</li> </ul>
アプローチエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山市の魅力が凝縮された小山市の“顔”として、人々が集う魅力的な河川空間を創出するとともに、まち側からのアクセス性を高めることで、“思川劇場”のメインステージとなる空間を創出する。</li> <li>● 日常時には思川散策の休憩スペース、イベント時にはステージとして活用可能な護岸デザインとする。</li> <li>● 水面や水辺の緑など、自然味豊かな河川沿いの景観を楽しめる空間とし、これらの自然景観との調和を図り、自然系素材の活用や、自然になじむ素材や仕上げ、色彩の使用に努める。</li> </ul>
思川河川公園エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川敷空間に整備された多目的広場等の有効活用を図るとともに、人々が快適に佇める空間を創出する。</li> <li>● 水面や水辺の緑など、自然味豊かな河川沿いの景観を楽しめる空間とし、これらの自然景観との調和を図り、自然系素材の活用や、自然になじむ素材や仕上げ、色彩の使用に努める。</li> <li>● 適切な緑化とその維持管理に努める。</li> </ul>
総合レクリエーションエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小山総合公園と思川の河川敷空間を一体として捉えた環境整備を行なうとともに、河原空間との連続性を確保し、人々の多様なレクリエーション活動の場を創出する。</li> <li>● 適切な緑化とその維持管理に努める。</li> </ul>
その他の河川エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水面や水辺の緑など、自然味豊かな河川沿いの景観を楽しめる空間とし、これらの自然景観との調和を図り、自然系素材の活用や、自然になじむ素材や仕上げ、色彩の使用に努める。</li> <li>● 適切な緑化とその維持管理に努める。</li> </ul>

②施設の占用許可等（河川法第 24 条、第 25 条、第 26 条第 1 項、又は第 27 条第 1 項の規定による許可）のデザイン配慮事項及び配慮例

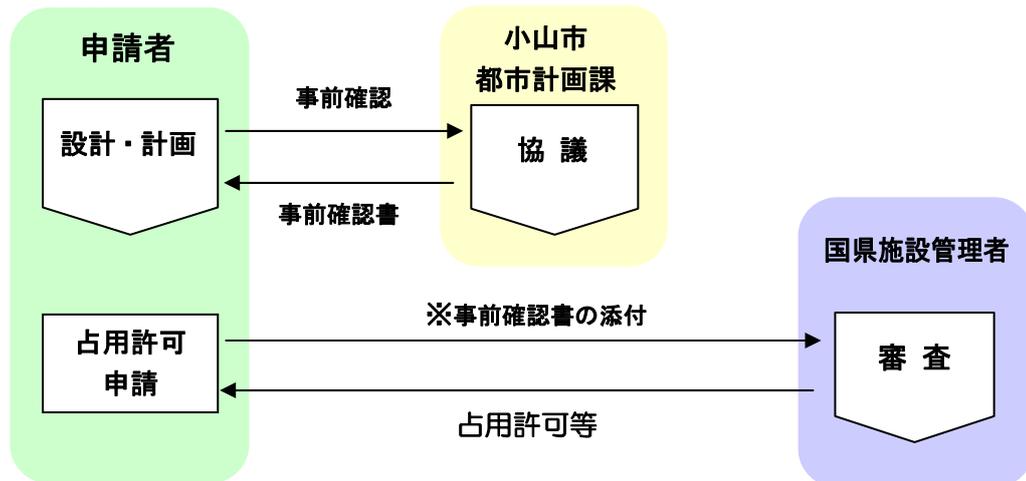
	<p>●土地の占用や工作物等の設置にあたっては、周辺の自然景観と調和し、水辺への親しみやすさの伸長に資するポール類や防護柵等の色彩は低彩度色（但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。）とする。</p> <p>●具体的には、個別案件毎に協議を行いながら、その他の占用許可等基準との調整も図りつつ、よりふさわしい内容としていく。</p>
<p>照明柱、防護柵、その他の工作物のデザイン</p>	<p>●水辺の自然的景観と調和し、美しい経年変化に配慮したものとする。（但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。）</p> <p>【自然的景観と調和した工作物の考え方及びデザイン例】</p> <p>□自然景観と調和しやすい工作物デザインの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポール類や防護柵等の色彩は自然景観になじみやすい木質系素材や自然石素材又はこれらと低彩度色（但し石等自然素材の色彩やこれに類する物の色彩を除く。）とする。</li> <li>・防護柵等の柵類は、眺望景観や空間の広がりを意識した、透過性のある構造とする。</li> </ul> <p>□色彩例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポール類、防護柵 マンセル値 10 Y R 2 / 1</li> <li>・四阿、その他の休憩施設 茶系（R、Y R、Y 系の色相で低彩度）で、彩度 1 以下とし、明度は極端なもの（9 以上又は 2 を下回るもの）を避ける。</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">  <div style="text-align: right;"> <p>自然になじみやすい色彩で構成された舗装や防護柵などの例</p> </div> </div>
<p>橋梁のデザイン</p>	<p>● 背景となる思川の自然景観に配慮しつつ、主な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するよう努める。</p> <p>● 必要に応じて、橋梁からの日光連山、祇園城、御殿広場の緑地等への眺め眺望にも配慮し、新たな視点場の創出に配慮したデザインとする。</p> <p>【自然景観と調和しやすい工作物デザインの考え方及びデザイン例】</p> <p>□眺めの要素としてのデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の水辺の自然的な景観や開放感を意識した、シンプルで、落ち着いたデザインとする。（前項参照）</li> <li>・特に橋梁に附属する照明柱、標識柱、防護柵等においても、自然環境との調和に配慮する。</li> <li>・色彩は統一感のある系統だった構成とし、低彩度のものとする。（R、Y R の場合彩度 6 以下、Y 系の場合彩度 4 以下、その他の色相の場合彩度 2 以下＝市の建築物等の色彩基準に準拠）</li> </ul> <p>□眺めを楽しむ場としてのデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道を設置する場合は可能な限り豊かな空間とし、アルコーブの設置等、眺めを楽しむ場の確保に努める。</li> </ul>

※参考：景観重要公共施設についての規定内容（景観法第8条第2項第5号ハ）  
 に対応した、河川法（昭和39年法律第167号）に位置づけられている  
 占用許可等物件

土地の占用の許可	第24条	公園、広場、運動場、田、畑等の設置
土石等の採取の許可	第25条	砂、砂利、玉石、竹木、アシ等の採取
工作物の新築等の許可	第26条 第1項	・対象行為…新築、改築、除去 ・工作物…擁壁、転落防止柵、堰、水門、堤防、橋梁、電柱、水道管、ガス管、船舶係留施設
土地の掘削等の許可	第27条 第1項	・土地の掘削、切り土、盛り土等の土地の形状変更 ・竹木の植栽、伐採
※補足事項		法第3条において、「河川」には「河川管理施設」を含むとある。これらに該当するものは、河川そのものなので、占用物件には該当せず、占用許可は不要となる。 河川管理施設…ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯他

景観重要公共施設における占用許可の手続きのフロー（イメージ）

○ 国県管理の公共施設



※参考：マンセル値について

景観計画では、事業主体や設計者、施工者など多くの人が色彩をより正確に共有できるように日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」を使って、色彩の基準を表している。

マンセル表色系では色相、明度、彩度の色の三属性を尺度化したものによって、色彩を定量化することができる。

【色相・明度・彩度】

色相：色相は赤R・黄Y・緑G・青B・紫P・黄赤YR・黄緑GY・青緑BG・青紫PB・赤紫RPの10の色相があり、無彩色はNで表している。

明度：色彩の明るさを表し、完全な黒を明度0とし、完全な白を明度10として表している。

彩度：色彩の鮮やかさを表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなるが、色相によって、彩度の上限は異なる。

